

仙台市国民保護協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台市国民保護協議会条例（平成18年仙台市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、仙台市国民保護協議会（以下「国民保護協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 国民保護協議会の招集は、会長が会議開催の5日前まで開催日時、開催場所及び議事事項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。この場合において、委員は、その代理者を出席させることができる。

(会長の職務代理)

第3条 条例第3条の会長があらかじめ指名する委員は、助役とし、助役が会長の職務を代理する順序は市長職務代理順序規則（平成17年仙台市規則第46号）に定めるところによる。

(会議録)

第4条 国民保護協議会に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の概要
- (5) 議事の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

(部会)

第5条 国民保護協議会に置く部会の数、名称及び構成については、会長が国民保護協議会にはかって定める。

- 2 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て第2条第1項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。
- 3 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議が終わったときは、すみやかに報告書を議事録に添え会長に提出するものとする。
- 4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第6条 会長は、国民保護協議会の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

- 2 部会長は、部会の運営について必要がある時は、会長の承認を得て、関係の幹事会議を開催することができる。
- 3 幹事会議の運営については、国民保護協議会の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行する。